

令和6年度第1回自然再生専門家会議 議事概要

日時：令和6年8月28日（水） 10:00～12:00

場所：航空会館901号室及びオンライン開催（ウェブ会議システムを使用）

出席者（敬称略）：

（委員長） 鷲谷 いづみ

（委員） 大河内 勇 萱場 祐一 小林 達明 佐々木 淳

志村 智子 高山 光弘 中村 太士 守山 拓弥

山本 智子 和田 恵次

（関係省庁） 農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省から関係者

（協議会） 竹ヶ島海域公園自然再生協議会の実施者

（事務局） 株式会社一成

会議は公開にて行われた。（一般傍聴者28名）

【議題1：自然再生基本方針の見直しについて】

資料3及び参考資料1～2を用いて、自然再生基本方針の見直しについて、環境省から基本方針の構成の変更及び文言の修正等が報告された。委員による主な質疑応答は次のとおり。

「劣化した生態系の再生」への対応について

- 参考資料1のp4に「外来種の意図的、非意図的な導入が、地域固有の生物相や生態系に対して大きな脅威を与えています」とあるが、自然再生そのものが外来種の侵入に対して強い、レジリエントな生態系を作ることが重要である。現在、見直されている外来種被害防止行動計画を踏まえ、記載されたい。
- 参考資料1のp11における「歴史文化的な価値の創造」という項目がしっくりこない。例えば、阿蘇草原は、歴史的なものであるが文化の創造ではなく、歴史的産業の復活を行うものである。
- 自然再生は歴史文化ではなく、時代のニーズに応じて、新しい文化として作るもののように思う。歴史と文化を分けて記述した方が良い。
- 資料3のp15に「自然の回復力を見極めながら、自然再生の取組を進めることが重要」とあるが、東日本大震災から始まるパラグラフ全体をみると、その意図が一般の方には十分に伝わらないように感じるため、文章を検討して欲しい。
- 資料3のp15について、劣化した生態系として記載すると、災害による攪乱が生態系を劣化させる印象を読み手が受ける可能性がある。実際には、攪乱が生態系の維持にも重要な役割を果たしており、注意すべきは復興工事や事業時の対応である。復興においても自然再生に配慮しながら取り組むべきといった内容を書けば、より分かりやすい。

国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新

- 参考資料1のp28について、ブルーインフラという言葉が突然出てくる印象を受けた。p24～25に記述のあるグリーンインフラの箇所にブルーインフラを併記すれば、沿岸域についても一般の人に伝わるのではないか。ブルーカーボンとは、以前はグリーンカーボンの一部という認識だったが、ブルーカーボンとすることで沿岸域の認知度が高まった。

- 「気候変動対策の取組（参考資料 1 の p 23～24）」か「自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化（参考資料 1 の p 24～25）」に該当する話になるが、流域治水が入っていないように思う。全国109の一級水系では、降雨量が1.1倍で、流量が1.2倍となる想定に伴って、河道や遊水地を掘削している。その事業を実施するときに、自然再生の考え方を入れることは重要である。
- 遊水地の整備など、氾濫原湿地の再生と重なるような事業が、流域治水の考え方で行われる可能性がある。
- 資料 3 の p 18の「④自然の有する機能・価値に関する追記」に、グリーンインフラやEco-DRRの考え方が記載されている。「国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例やその効果などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていく」とあるが、自然を活用した防災・減災は、非常に自然素材が不均一であり、効力も評価が難しく、科学的に取り込むことが難しい。研究開発を支援するなど、国の役割として記載できないか。
- 河川は生息地として重要なだけでなく、河川を通じて生態系が連携していることも重要である。大きい川はもちろんだが、小さい川もコンクリート化が進み水害が増え、絶滅危惧種ではなく普通種が激減している状況がある。今回の見直しに含めることは難しいと思うが、自然再生が本来担う役割は、次の世代に生態系を残すこと、持続可能な産業や社会を作ることと思う。生態系の劣化を回復する視点がもう少しあっても良い。
- 水域の役割を様々なレベルやスケールで出していくことができれば良い。
- 普通に見られていたものが絶滅するぐらいに、生息・生育環境が失われており、実際に見られなくなった種も多い。一方で、景色を見ると外来植物が優占する植生ばかりが目立つ場所もある。それを理解できる人が増えないと、再生は難しい。自然再生事業の中では自然環境学習が位置づけられているが、現場で学び、理解することは重要である。

30by30・OECM（自然共生サイト）と自然再生事業の考え方の整理

- 自然再生に関連する取組として、官民連携などの取組もある。省庁による縦割りの関係を越え、様々な現場をエンカレッジして、自然再生に繋がると良い。自然再生事業として行う取組ではないが、現場の方にも自然再生に繋がっているという気づきを与えられるような表現として入れることができれば良いと思う。地方公共団体が行うことは原案に記載されているが、省庁や官民による取組が除外されている印象を受けた。沿岸域では水産業が主体となるため、法定協議会を作るとはハードル高い。それらの取組を、自然再生に寄せる方向で分かりやすく伝えられると良い。
- 小さな自然再生の取組のゴールは、法定協議会を設立することではないため、取組を応援すること自体を書いた方が良いのではないかと。小さな自然再生を行う団体は試行錯誤しながら進めている。成功や失敗の例を挙げるなど、自然再生推進法のこれまでの取組（体制や技術、計画の立て方、成果の評価方法等）で、小さな自然再生を応援できる。
- 小さな自然再生に関しての情報を集め、自然再生事業に繋げる道筋ではなく、小さな自然再生の取組も評価されるべきであるような文言に工夫すれば良いと思う。自然再生推進法と関連があるのかどうかはともかく、経験を共有する仕組みを自然再生基本方針に書きこむことが重要になる。
- 小さな自然再生の書き方を見ると、都市部の住民が取り組む内容のような印象を受ける。農村部では、多面的機能支払交付金等の行政からの支援を使いながら取り組んでいる。自然再生に関わらず、営農を行うことで、農地が広く保全されている。

- 多面的機能支払交付金等に関する取組は農家だけでなく広い主体が関わる活動で、自然再生の側面を持っているものはかなりあると想像するため、一言触れるのは意義が大きい。

自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応

- 資料3のp23のポイント4「②人材・資金不足に対する支援に関する追記」に、企業による連携が記載されているが、実際の現場では企業との連携は難しい。企業の連携だけでなく、法的援助など、幅広い視点からこの問題の対処法を検討いただく必要がある。深刻な問題に対してどう対応するのか、長期的な視点から検討いただきたい。
- 企業の連携だけでは足りないが、これまでは開発などで生物多様性を劣化させていた企業も、再生に取り組まなければいけないという意味で、企業の役割を明記することは重要である。
- 民間の助成金も増えている。具体的な活動内容がはっきりしていれば、クラウドファンディングで資金を集められる時代である。幅広い手法を取り入れることが必要である。
- ⇒ 現行の基本方針でも国や自治体が自然再生を応援していくことが必要とされている中、行政も予算があり十分に支援できていないのが現状。ただ、新たな予算確保も難しく、今後さらに企業等に自然再生に関心を持ってもらうことは重要と考えるため、今回追記した。生物多様性増進活動促進法による取組を進めているところではあるが、具体的にどうしたら企業が自然再生の取組を応援しやすくなるかは、検討中である。
- 資料3のp25に「気温上昇による生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退」とあるが、生息している種が増えたり、新たに後退したりする変化もある。「気温上昇による生物の生息種の変化、あるいは生息地の縮小」としてはどうか。
- 気温上昇や降水パターンの変化など、地球温暖化がもたらす多様な気象変化により、生息条件が変わることがある。
- 資料3のp26に「自然資源」や「地域資源」とあるが、「自然資本」としてはどうか。この文章は産業と企業の取組に関する内容であるため、「自然資本」の方が良い。
- 資料3のp26に「活動で生じたバイオマスを燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献」とあるが、これだけ見るとバイオマスを優先しているように感じる。例えば、「生産活動で生じた副産物や廃棄物などのマテリアルリサイクルやエネルギー利用による地球温暖化対策への貢献」など広い意味に取れる文章にしてはどうか。
- 全体的に陸域の内容が多いように感じるが、気候変動による影響は、陸域以上に海域において深刻となっている。アンダーユースの問題も陸域の内容で記載されているが、全体的に海域の回復も必要であるということを意識していただくと良い。

【議題 2：自然再生事業実施計画について】

資料 4-1～4-5 及び参考資料 3-1～3-2 を用いて、自然再生協議会から自然再生事業実施計画について説明があり、次に事務局から自然再生事業実施計画が自然再生推進法に則っているか、自然再生基本方針等に沿ったものかを確認した結果、事務局としては自然再生推進法に基づく助言は要しないとの考えが説明された。引き続き、委員からの質疑が行われ、その結果、主務大臣からの助言が必要だとの意見はなかったため、主務大臣からの助言は不要という結論となった。委員と実施者による主な質疑応答は次のとおり。

竹ヶ島海域公園自然再生事業 実施計画について

- サンゴ礁と藻場に限定して取り組まれているが、最終的には、豊かな沿岸生態系を形成することが目的である。潮間帯を含む沿岸域の海洋生物がどのような組成を持って変遷してきたかといったサンゴ礁や藻場の特徴になるような生物相の情報をもう少し整理すると良い。
- 再生事業を行う上で、漁業活動も重要であるため、漁業活動との関連性について整理すると良い。
- サンゴ礁と藻場は互いに拮抗的關係にある。藻場の再生活動としての施肥は、海水の汚濁化を生じさせ、サンゴの衰退に繋がる可能性があるため、慎重に計画すると良い。
- 磯焼けの原因としては、水温や食害などの別の理由も多いため、栄養不足が原因であるか（施肥の必要性）を確認すると良い。
- エダミドリイシの減少要因として、防波堤を作り、静穏化したことで、土砂が堆積してしまい、それによる濁りが生じたことが根本的な原因だと理解した。そのため、物理環境を改善しない限りは、継続的な持続が難しい印象を受けた。海水の交流や交換を高めるような計画も必要になる。底質が巻き上がり、外に出る見込みがあるのかといった視点で、シミュレーションを含めて検討する必要がある。

以上